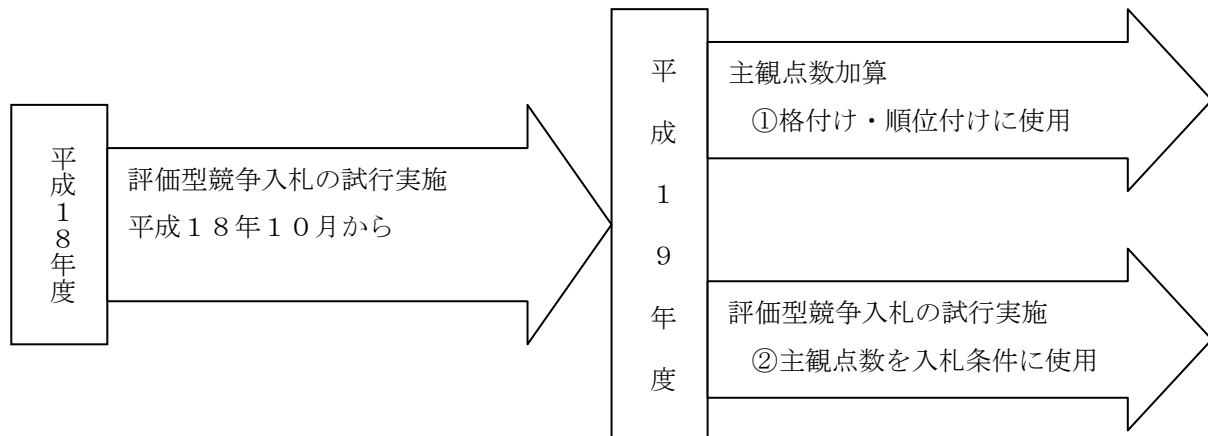


## 主観的事項の評価について

工事評価や社会貢献度など企業の経営努力・姿勢を考慮し、工事の適正な履行の確保を図るとともに事業者の技術力等の向上を目的として、**事業者に対する相模原市独自の項目（主観的事項）の評価**を行います。

具体的には、既に試行実施されている「評価型競争入札」に続いて、平成19年度から「**主観点数**」を導入します。



### 平成18年度

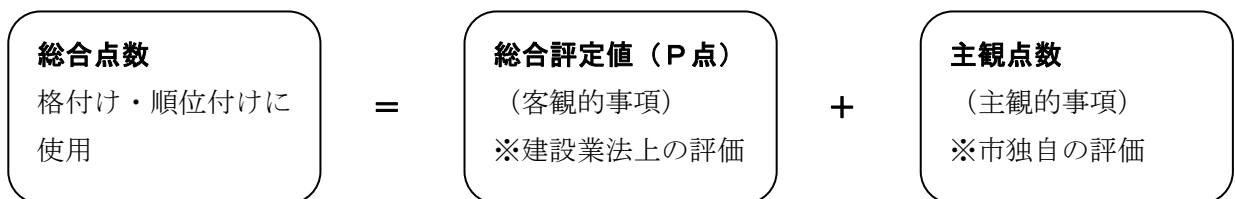
平成18年10月から「工事成績評価」、「市への貢献度」、「労働災害への対応」の3つの項目を満たすことを条件とした「**評価型競争入札**」を試行実施しています。

### 平成19年度

平成19年度から「**主観点数**」を導入します（平成19・20年度競争入札参加資格認定から）。なお、対象者は、原則として競争入札参加資格認定で業種区分「工事」に認定されている事業者とします。（ただし、共同企業体は除く。また、一部項目は市内業者のみが対象となります。）

#### （1）主観点数の使用方法

①格付け・順位付けに使用します。



②入札条件に使用

「評価型競争入札」における新たな条件として主観点数を使用します。

(2) 主観点数の項目

項目としては「工事成績評価」、「ISO認証取得等状況」、「市への貢献度」及び「労働災害への対応」とします。



(3) 項目及び配点

項目及び配点	配点		
	評価点	計算方法	配点の範囲
1. 工事成績評価 (※1) 25点～-20点 (当該申請業種に配点)	80点以上	一律25点	25点
	75点から79点まで	$(\text{評価点} - 65) \times 1.5$	21点～15点
	65点から74点まで	評価点 - 65	9点～0点
	55点から64点まで	$(\text{評価点} - 65) \div 2$	0点～-5点
	50点から54点まで	評価点 - 65	-11点～-15点
	50点未満	一律-20点	-20点
2. ISO 認証取得等状況 10点を限度とします (当該業者に配点)	ISO 9001 認証取得 7点		
	ISO 14001 認証取得又はエコアクション21 認証取得 (※2) 3点		
	エコアクション21 届出 (※2) 1点		
3. 市への貢献度 10点を限度とします (当該事業者に配点)	相模原市と協定等を締結している事業者 10点		
4. 労働災害への対応 5点を限度とします (当該事業者に配点)	建設業労働災害防止協会に加入している事業者 5点		
計50点を限度とします			

(※1) 平成19・20年度認定では、平成16年度及び平成17年度において評価された評価点に対し配点します。

同一業種で評価点が複数存在する場合は、当該工事件数で除した数値を四捨五入し得た数値に対する配点とします。

また、評価点から配点を算出する場合は、小数点以下切り捨てとします。

旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町における評価点は換算して使用します。

(※2) この2項目相互の加算はしません。